

広島県告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を神石高原町役場の掲示場に掲示した。

平成二十年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所有者の氏名
神石郡神石高原町油木字野田丸甲一四三〇の三 神石郡神石高原町油木字野田丸甲一五八一の二、甲六一五六の三、 甲六一五八の一、甲六一五九の一、甲六一五九の三 神石郡神石高原町油木字野田丸甲六〇九六から甲六〇九八まで	細川中一 一石正 横山行雄

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について